○外務省告示第二百二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年五月十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年六月五日

外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年5月17日	2010年7月21日	TZ0719850

○文化庁告示第二十三号

次の重要文化財について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十三条の規定による届出があったので、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）第五条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年六月五日

文化庁長官　近藤　誠一

種類	名称	施設	所有者	盗難の時期	特徴
彫刻	木造大日如来坐像（金剛界）	恵日寺（高知県香南市香我美町山北）	宗教法人恵日寺（高知県香南市香我美町山北）	平成二十四年三月十二日又は同月十三日	像高およそ五十三センチメートル。檜材を用いて彫られる。頭部から臀部までは一材製で、内部を刳り抜いていない。組んだ両足の部分は別の材で造られ、底部から刳りを施している。眼は彫刻で表され、水晶を嵌める「玉眼」の技法ではない。表面は素木の木肌が露出しているが、経年により黒ずんでいる。眉間やや上に白く点を描き、「白毫」を表現している。

備考

一　第一欄に掲げる種類は、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の盗取された国内文化財（文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第二条第二項に規定する国内文化財をいう。以下同じ。）の種類とする。

二　第二欄に掲げる名称は、盗取された国内文化財の名称とする。

三　第三欄に掲げる施設は、国内文化財が盗取された施設（文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約第七条(b)(i)に規定する施設をいう。）とする。

四　第四欄に掲げる所有者は、盗取された国内文化財の所有者とする。

五　第五欄に掲げる盗難の時期は、第三欄に掲げる施設から国内文化財が盗取された時期とする。

六　第六欄に掲げる特徴は、寸法、重量、材質、形状、色その他の盗取された国内文化財の特徴とする。

○農林水産省告示第千四百九十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げの年月日
Camellia L.	金沢五色（かなざわごしき）	千田清司　石川県金沢市高畠１丁目246番地	第23479号 平成24年４月９日
Ornithogalum conicum X O. dubium	Namib Gold	Gail Margaret Littlejohn Venecourt 24 Anderson Street, Joostenbergvlakte, Republic of South Africa	第20341号 平成24年４月９日
Verbena L.	BRECOM-510	Michal Laist Bene-Atarot, 60991, Israel	第24980号 平成24年４月23日

○農林水産省告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市安久町三二三三の一〇四から三二三三の一〇六まで・三二三三の一二七・三二三三の一三八・三二三三の一四〇（以上六筆国有林）、三二三三の四九・三二三三の六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字大平二五九四の二（次の図に示す部分に限る。）、二五九四の四から二五九四の七まで、二五九四の一〇、二五九四の一二、二五九四の一三、二五九四の一五から二五九四の二一まで、五三七五の二、五三七五の五、五三七六、五三七七の一から五三七七の六まで、五三七八の一、五三七八の七、五三七八の九から五三七八の一一まで、五三七九の一、五三七九の二、五三七九の七、五三七九の一〇から五三七九の一二まで、五三八〇の一、五三八〇の二、五三八二の一の一から五三八二の一の四まで、五三八二の二から五三八二の一〇まで、五三八三の一から五三八三の三まで、五三八四の一から五三八三の一〇まで、五三八四の六、五三八四の七、五三八五の二、五三八五の四、五三九六